

介護支援専門員資格の更新について（必ずご確認ください）

【更新研修受講の可能時期】

各種更新研修は、有効期間満了日の**2年度前**より受講が可能です。

有効期間満了日までに研修を修了し、更新申請を行えない場合、介護支援専門員証の更新ができなくなりますので、余裕をもって受講していただくことをお勧めします。

例) 有効期間満了日が令和9年2月の場合、2年度前である令和6年度の更新研修ら受講可能。

【実務経験期間】

- ・ **現在お持ちの介護支援専門員証の交付日以降の通算期間が対象**です。
- ・ 「実務に就く」「実務経験」とは、**介護支援専門員として**介護サービス計画書の作成業務に従事（ケアプラン・予防プランの作成）した経験をいいます。実務経験算定に雇用形態は関係ありません。
- ・ 居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。
- ・ 一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合や、**地域包括支援センターにおいて介護支援専門員以外の職種で予防プラン等の作成を行っている場合は、実務経験に含まれません。**

【研修の申込時期や受講方法など】

各種研修の研修実施機関にお問い合わせください。研修実施機関は下記の通り。

研修種別	実施機関
○再研修・更新研修B ○専門研修課程Ⅰ・更新研修A(前期) ○専門研修課程Ⅱ・更新研修A(後期)	福祉人材研修センター TEL：078-367-5211 URL： https://hfkensyu.com/
○主任介護支援専門員研修 ○主任介護支援専門員更新研修	兵庫県介護支援専門員協会 TEL：078-221-4102 URL： https://hyogo-caremanet.com/

受講が必要な研修については次ページ以降のフローチャートをご確認ください。

- ・ 主任資格をお持ちでない方、主任資格の更新を行わない方→2ページ目
- ・ 主任資格をお持ちの方→3ページ目

介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート

【注意】

- ・研修を修了しただけでは証は更新されません。**必ず県へ申請手続きを行ってください。**
- ・受講漏れがないよう、ご注意ください。
特に、**2つの研修を受講しなければならない方は受講漏れが多い**ため、必ずご確認ください。

【有効期間が満了している方】

★再研修★

受講しなければならない研修は
AIチャットボットからも確認できます。



△ AIチャットボット

前回、受講した研修が

【実務研修】 または 【更新研修B】 または 【再研修】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

ご自身の状況により、それぞれの研修を①→②の順番で
2つ受講してください。

※①の受講漏れが多いため、ご注意ください。

①

・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅰ★

・6ヵ月未満の方
・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（前期）★

②

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

前回、受講した研修が

【専門Ⅱのみ】 または 【更新A（後期）のみ】 または 【主任更新研修】
または 【専門Ⅰ／更新A（前期）と 専門Ⅱ／更新A（後期） ※2つ受講した方】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。

※有効期間内に主任更新研修を修了している方は、証更新のための研修が免除されますので、受講不要です。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

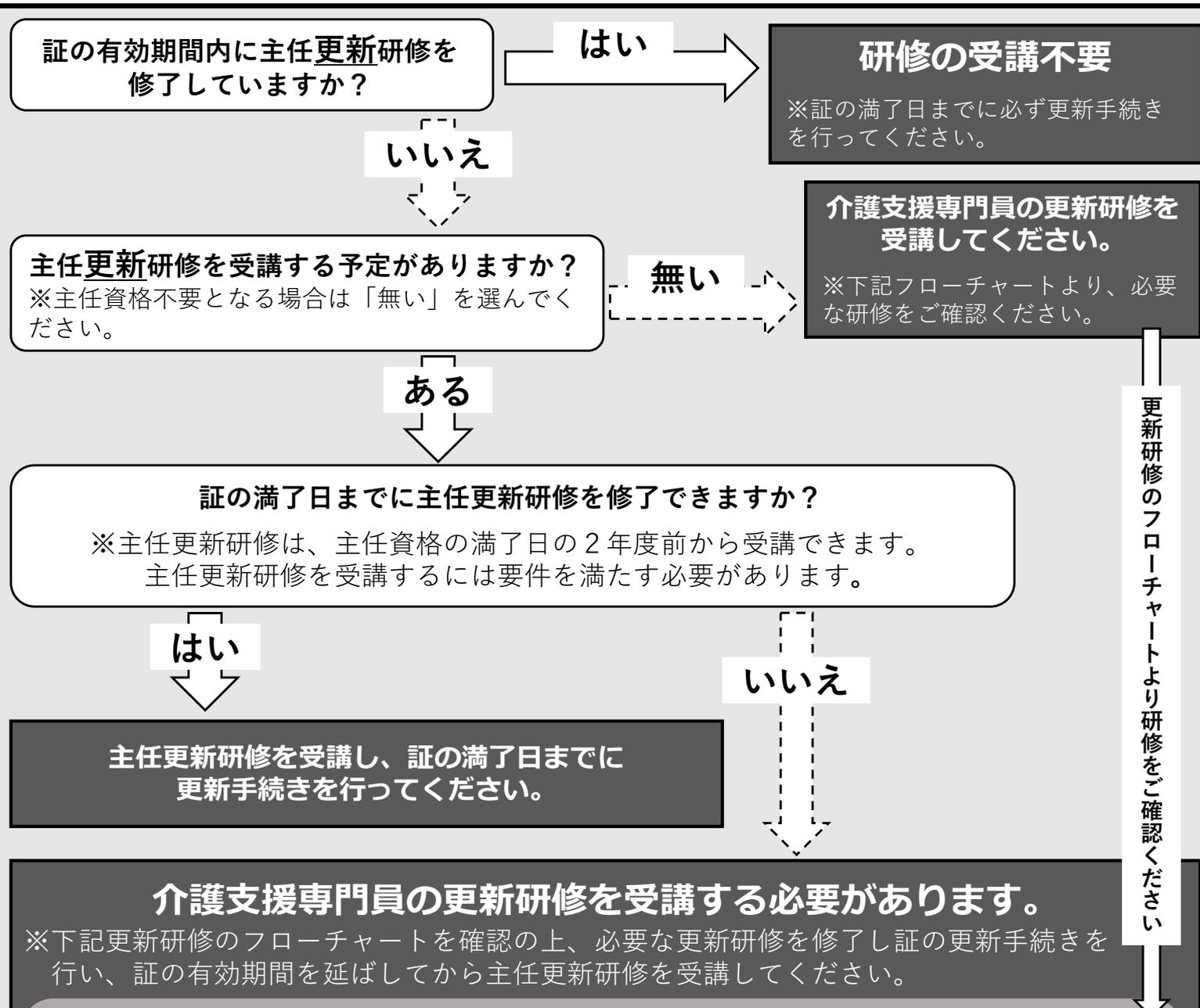
★更新研修A（後期）★

【主任資格をお持ちの方】証更新のための研修フローチャート

【注意】

・証の有効期間が切れてしまうと主任資格も同時に失効します。**証の満了日までに必ず更新申請手続きを行ってください。**

・主任更新研修を修了している方は、介護支援専門員の更新研修が免除されます。



更新研修のフローチャートより研修をご確認ください

【参考】更新研修のフローチャート

現在お持ちの証の有効期間内に実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方
・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★